

愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）本編に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）本編」に関する質問への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
001	001	5					契約の保証に関して検討中、とのことですが、何を検討中なのでしょう？また、決定・公表は遅くとも2月の質問期間の前でお願いしたいのですが、よろしいでしょうか？	第5条の契約の保証に関する条文は、質問回答No.004に係る修正のみ行うことで案を確定させましたので、脚注1は削除します。
002	001	5					10月5日の説明会で、保証金額に関する条文については、後日決定とするが原則として変更はしないのご説明があったと記憶しておりますが、提案書の提出期限までに大幅な変更は生じないとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No.001参照)
003	002	5	2	2			運営期間中については、金融機関のモニタリングもあり、また、乙の帰責事由による契約解除の場合に発生する違約金については、キャシュリザーブとして金融機関が担保で押さえ、違約金が発生した場合にはそれを充当する、といった代替策もあるため、契約の保証は無しにしていきたいと思いますのですが、いかがでしょうか？	原案のとおりとします。
004	003	5	2	3			3号の契約保証金対象期間の始期は「運営業務開始日」(平成25年6月予定)となっておりますが、これに対応する違約金については、事業契約書(案)第150条第1項(3)によれば、対象期間の始期が「1号館引渡」(平成25年3月15日予定)となっております。契約保証金は、違約金債権の担保であるため、原則的には両期間は一致すべきものと思われませんが、このように運営業務に係る契約保証金と違約金の各対象期間の始期に差を設けた理由をご教示下さい。	ご指摘を踏まえまして、第5条第2項(1)ないし(3)の見出しを以下のとおり修正します。 (1)本件工事着工日から1号館引渡し日まで (2)本件工事対象施設のすべての引渡終了日の翌日から運営業務等終了日まで (3)1号館引渡し日の翌日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日まで
005	004	8	2				ここで想定している「当該遅延により甲に生じた損害」については具体的にどのような事象を想定されておりますでしょうか。また、金額的にはどの程度を想定されておられるでしょうか。当該業務を統括マネジメント業務に含め、モニタリングで対応することも考えられるのではないのでしょうか？	乙の責に帰すべき事由により、必要な書類が整わず、起債又は補助金の申請が出来なかった場合を想定しています。損害賠償額は、実際に県に発生した損害の額となります。起債又は補助金申請への協力をモニタリングの対象とすることは想定していません。
006	004	8	2				「乙の責に帰すべき事由により～作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合」とありますが、「作成又は作成に協力すべき書類」に該当する書類について具体的に教示願います。	起債又は補助金の申請に当たり、甲が求められる書類の記載事項の中に、乙に照会しなければ把握できないものがあつた場合に乙の持つ情報の加工・提供を求めることを想定しており、現時点で該当する書類の内容を特定することはできませんのでご理解ください。
007	004	9	1				別紙2に記載の通り入札説明書等に基本協定書(案)が含まれないとすれば、基本協定書(案)の優先順位はどこに位置することになるのでしょうか。	基本協定と事業契約では契約締結当事者が異なるためご質問の趣旨が不明ですが、事業契約書と基本協定書の内容に矛盾・齟齬はないと考えております。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
008	004	9				公表資料の効力・優先関係	質問回答を含めた公表資料について、効力の有無及びその優先関係を図表等で明確化して戴けませんでしょうか。特に9月28日以前に公表された質問回答は無効となると理解しますが、質問回答を事業契約書に反映して頂きたく、宜しく御願い致します。	入札説明書に関する質問回答No.002、003、006、007及び008をご参照ください。
009	004	9	1				要求水準書の別紙も有効との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
010	004	10	1				本事業は甲乙のパートナーシップで成り立つ事業であり、本契約に別段の定めのある場合を除いては、甲乙の協議により分担を決めることとして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 第3条記載のとおり、本事業は乙によって実施されるためです。
011	004	10	2				(責任の負担)(中略)～当該請求、催告、通知、確認、承認、承諾、確認もしくは立会いまたは通知、報告若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。 とありますが、要求水準書、第1総論p.13(2)事業者に求める役割において、県が本事業において事業者に求めるものとして、県と事業者とのパートナーシップを強調されていますが、この方針に一致していないと思います。 性能発注である本事業は、県と事業者が事業全般に渡り、確認、承認等を繰り返し成功に導くものであり、正にパートナーシップが不可欠です。その業務遂行には、本条を「…甲は責任を負担する」と修正する事が不可欠となりますが、如何お考えでしょうか。 もし、条文のままであるならば、確認・承認等の都度に事業契約書、要求水準書等を変更していただけるのでしょうか？	原案のとおりとします。 要求水準書の記載のとおり、愛媛県立中央病院の整備運営には、甲乙間のパートナーシップが不可欠ですが、事業契約に基づき甲が乙に委託する業務は、乙において実施される業務だからです。 万が一事業契約締結後に県が行う承諾内容が事業契約や要求水準の内容と矛盾し、かつ承諾内容を優先させるべきであると考えられるような場合には、その都度、甲乙協議のうえ、事業契約書、要求水準書等を変更することが必要となります。
012	004	10	2				請求・催告・通知は削除戴けませんでしょうか。甲による請求に基づき乙が行う事象についても、乙が責任を負担するということは合理性に欠けると考えます。	原案のとおりとします。 (質問No.10、11参照)
013	006	13	5				個別業務のマネジメント責任者は、マネジメント業務担当者を兼務することも不可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえ、第13条第5項を以下のとおり修正します。 「個別業務のマネジメント責任者は、個別業務のマネジメント業務担当者、病院経営支援業務担当者、…(以下同じ。)」
014	006	13	7				利便施設運営業務の記述がありませんが、マネジメント業務担当者が配置されるべき個別業務に利便施設運営業務は含まれないという理解でよろしいのでしょうか。	マネジメント業務担当者が配置されるべき個別業務に利便施設運営業務は含まれます。 第13条第7項及び別紙2の21をご参照下さい。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
015	006	13	7			マネジメント業務担当者	「それぞれ各業務の個別業務のマネジメント業務担当者を配置しなければならない」との記載がありますが、①病院施設整備業務、②調達関連業務、③運営業務についてそれぞれ1人ずつの配置(計3名)が必要との理解で宜しいでしょうか。また、上記3業務の個別業務のマネジメント業務担当者の兼務(計1名)は可能でしょうか。	統括マネジメント業務に関する要求水準書に示す19業務(BPRを行った場合にはBPR後の各業務)全てに個別業務のマネジメント担当者を1人以上配置する必要があります。ご質問にある3名について、各1名が各々前述の各業務に対する「個別業務のマネジメント業務担当者」を兼務するというのであれば、ご理解のとおりです。また、全ての業務を1名の「個別業務のマネジメント業務担当者」で実施することも可能ですが、求められる役割を確実に履行できるよう、十分配慮された提案を求めます。
016	007	14				年度マネジメント計画書	第116条で記載されている事業計画書とは第14条で記載されている年度マネジメント計画書のことでしょうか？	異なります。事業者提案段階において、事業期間中の事業計画を提出していただきますが、第116条の事業計画書は、その内容を設計・建設の結果を踏まえた内容に適宜変更して提出していただくことを想定しています。
017	007	14	1				第14条に「30日前までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない」との記載がありますが、これは「30日前までに甲に提出すればよく、甲の確認は30日前でなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	30日前までに甲の確認を受けてください。
018	009	21	1				第21条に「30日前までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない」との記載がありますが、これは「30日前までに甲に提出すればよく、甲の確認は30日前でなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	30日前までに甲の確認を受けてください。
019	011	30	2				施工期間中に配置すべきなのは工事監理者で、設計業務総括責任者の配置は不要ではないでしょうか？設計業務総括責任者の配置が必要な場合はその趣旨をご教示ください。	原案のとおりとします。施工期間中も設計変更が生じることが予想されるため、施工期間中も設計業務総括責任者を配置して下さい。
020	012	34	1				乙には14日以内の書面提出が、甲には7日以内の変更要否の決定が求められておりますが、当日は協議等により延長することは可能でしょうか。	合理的な理由があり、甲乙間で協議が整えば当該期間を延長することは可能です。
021	012	34	2				「乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担する」とありますが、「合理的な範囲」と甲の負担を限定すると、甲の責めに帰すべき事由がある場合にも、乙の費用負担が発生することを危惧致します。「合理的な範囲で」の文言を当条文から外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、第34条第2項は、乙に費用負担をさせるという趣旨の条文ではなく、相当因果関係の範囲内にあると認められる増加費用を甲が負担するという趣旨です。
022	013	34	3				本条項における工期変更による納期遅延が発生した場合には乙は免責となる旨を追記頂けないでしょうか。	同条に基づき工期を変更した場合は、別紙3など必要な箇所の契約変更を行うことになり、その変更後の日程に従って本事業を遂行することになりますので、ご質問に記載されている条項を追記する必要はないと考えます。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
023	013	35	1				本項目は法令変更起因する設計変更を規定しておりますが、実施方針に規定されるリスク負担表では、本事業に直接起因する法令変更リスクの負担者は県と規定されております。就きましては、リスク負担者が県であることを踏まえ、本項目末尾に記載される「甲は必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する」を「甲は、速やかにこれを承諾する」に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、第35条第1項は、本事業に直接起因する法令変更リスクを甲が負わないことを想定して規定しているのではなく、甲が負うリスクであるため、甲が判断することとしています。
024	013	35	2				入札説明書等に明示されていない本件土地又は本件工事対象施設の瑕疵は事業者として予見不能のものです。就きましては、本項目末尾に記載される「甲は必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する」を「甲は、速やかにこれを承諾する」に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、第35条第2項は、本件土地又は本件工事対象施設の瑕疵について甲が責任を負わないことを想定して規定しているのではなく、甲が負うリスクであるため、甲が判断することとしています。
025	013	35	3				現時点では予測不可能な法令制度の変更が発生した場合、「甲が当該費用を合理的な範囲で負担」とありますが、「合理的な範囲」と甲の負担を限定すると、当ケースにおいても乙の費用負担が発生することを危惧致します。「合理的な範囲で」の文言を当条文から外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、第35条第3項は、乙に費用負担をさせるという趣旨の条文ではなく、相当因果関係の範囲内にあると認められる増加費用を甲が負担するという趣旨です。
026	014	38	6				本項に基づき乙が甲に通知した後、どのようにして対応策が決められることになるのでしょうか。	第34条又は第149条の規定に基づき処理することとなります。
027	014	38	6				「入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等に明示されていた事実と異なる本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵」は甲の責めに帰すべき事由として整理されるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等に明示されていた事実と異なる本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵は甲の責めに帰すべき事由ではありませんが、原則として、当該瑕疵に基づき発生するリスクは甲負担であると考えています。
028	014	38	6				入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等に明示されていた事実と異なる場合のリスク負担は県と思慮致します。これに起因し、事業者には追加費用が発生した場合、県にご負担頂く点はリスク負担の規定の通りですが、これに起因し事業者には減額が発生した場合に、施設整備業務費が減額となることあり得るのは、リスク負担の観点から矛盾すると思慮致します。就きましては、本項目の削除をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 例えば、本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵に起因して当該施設の工事を本事業範囲から除外するようなことも想定されますが、そのような場合に施設整備費を減額するのは当然であると考えています。
029	015	38	6				第2文の「これに起因して」の「これ」は「入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等に明示されていた事実と異なる本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵」を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
030	015	38	6				「これに起因して乙に損害が発生した場合、甲は、合理的な範囲における当該損害額を負担する」とありますが、「合理的な範囲」と甲の負担を限定すると、当ケースにおいても乙の費用負担が発生することを危惧致します。「合理的な範囲における」の文言を当条文から外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、第38条第6項は、乙に費用負担をさせるという趣旨の条文ではなく、相当因果関係の範囲内にあると認められる増加費用を甲が負担するという趣旨です。
031	014	38	7				損害の発生を 방지、拡大を低減するには甲と乙の相互協力不可欠と考えております。就きましては、「乙は、当該損害の・・・」との記載を「甲と乙は、相互に協力し、当該損害の・・・」にご変更頂けないでしょうか。	建設工事を実施するのは乙であることから、原案のとおりとします。
032	015	39	1				県主催の近隣説明について、平成19年9月28日公表の事業契約書(案)に関する質問回答No73に「今後も事業契約締結までに、必要に応じ適宜開催する予定です。」とあります。事業者決定後、建物配置・高さ等の建物概要及び日影など近隣住民に直接関係があると想定される内容については、県よりご説明して頂けないでしょうか。事業者提案の決定者は県側ですので、近隣住民に対しての説明責任は県にあると考えますが、いかがでしょうか。	県は、事業者に対し、提案及び工事の実施に当たって近隣に対する配慮を求めており、当該提案及び工事の内容について最も詳細に説明できるのは、提案者の方であると認識しておりますので、事業者においても主体的に説明を行っていただくようお願いいたします。なお、複数の応募者から落札者を決定した理由(当該理由は、ご質問にある建物配置・高さ等の建物概要及び日影に限定されるものではありません。)の説明責任が県にあるのはもちろんのことです。
033	016	39	1				本事業の発注者は貴県であり、近隣住民への説明責任は発注者にあると考えますので、その様に変更頂けないでしょうか。	(質問No.032参照)
034	016	39	7				「甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する」との記載がありますが、非常に限定的な表現となっておりますので、「甲の帰責による第三者損害」に変更頂けないでしょうか。また、甲が設定した条件については、費用だけではなく責任も負担し、住民への説明を甲が行って頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。前段については、PFI事業としての性質上、甲が設定する条件は限定的で、乙に提案上の広範な裁量を認めているため、甲の負担範囲は、限定的な表現にならざるを得ないと考えます。後段については、甲が設定した条件に関する説明と、乙の提案に関する説明とを別途行うというのは、近隣との関係において現実的でないと考えますので、説明は、甲乙が協力して行い、調整の結果生じた費用については、甲乙協議して分担を決定したいと考えます。
035	021	55	1				最小限度破壊して確認することができるとありますが、最小限度とはどの程度でしょうか。	文字通り、確認に必要な「最小限度」です。
036	021	55	2				費用負担は乙(事業者)とありますが、確認の結果、不適切な事例が発生した場合のみ、乙が費用負担とするとして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。ここで定める破壊検査は、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると合理的に認められる場合であり、かつ最小限度としているものですのでご理解ください。
037	022	56					本件工事対象施設を引渡す前に当該施設を使用することにより、乙に対して不動産取得税は課税されないとの理解で宜しいでしょうか。	不動産取得税が課税されるかどうかは、実際の使用の態様によって左右されると考えられるため、一概にはいえません。第56条第1項のとおり甲の使用は、乙の承諾を前提としていますので、課税の有無に関して疑義がある場合は、乙において県の税務当局に照会していただく必要があります。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
038	022	56					事業契約書(案)に関する質問回答No.105において、「部分使用における乙の管理責任はなくなる旨」の回答がございましたが、部分使用対象範囲の保守管理・清掃等のFM管理は甲の責任・負担で行なっていただけと考えてよろしいでしょうか。	甲の部分使用時における乙の管理責任はなくなりませんが、それによって乙に損害(乙の増加費用を含む。)が生じたときは、第56条第3項に基づき甲が当該損害を賠償します。具体的な金額については、甲乙協議により決定することとなります。
039	021	56	3				「必要な費用を負担しなければならない」とありますが、「必要な費用」に関して具体的な内容が不明なため、「乙に損害を及ぼしたときは、当該損害を賠償しなければならない」という文面に変更して頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第56条第3項を以下のとおり変更します。 「甲は、第1項の規定により本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、当該損害を負担しなければならない。」
040	022	59	1				最小限度破壊して確認することができるとありますが、最小限度とはどの程度でしょうか。	文字通り、確認に必要な「最小限度」です。
041	022	59	2				費用負担は乙(事業者)とありますが、確認の結果、不適合な事例が発生した場合のみ、乙が費用負担とするとして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 ここで定める破壊検査は、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると合理的に認められる場合であり、かつ最小限度としているものですのでご理解ください。
042	023	63	1	1			「合理的な増加費用を甲が負担する。」とありますが、「合理的な増加費用」と甲の負担を限定すると、当ケースにおいても乙の費用負担が発生することを危惧致します。「合理的な」の文言を当条文から外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、第63条第1号は、乙に費用負担をさせるという趣旨の条文ではなく、相当因果関係の範囲内にあると認められる増加費用を甲が負担するという趣旨です。
043	023	64	3				甲が第三者に賠償した金額を甲の請求に従い乙が支払う旨規定されておりますが、当該金額が乙の関与し得ないところで決定されてしまうことになるため、「甲は、第1項本文に規定する損害を第三者に対して賠償する必要が生じた場合、当該賠償金額につき事前に乙の書面による承諾を得たうえで当該第三者の損害を賠償した場合に限り、乙に対して、当該賠償金額を求償することができる。(以降は原文どおり)」と変更して頂けないでしょうか。	訴訟等による場合は乙の承諾を得ることができない場合も想定されますので、原案のとおりとしますが、事前に協議は行うと思われま
044	024	68	3				「甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。」とありますが、「合理的な増加費用」と甲の負担を限定すると、当ケースにおいても乙の費用負担が発生することを危惧致します。「合理的な」の文言を当条文から外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、第68条第3項は、乙に費用負担をさせるという趣旨の条文ではなく、相当因果関係の範囲内にあると認められる増加費用を甲が負担するという趣旨です。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
045	025	66	1				<p>工程計画の変更に伴い、発注者が想定していない施設の規模・内容等になった場合、市の所有物とならない可能性がありますでしょうか。また、事業契約書質疑回答により不動産所得税がかからないことは認識しておりますが、当該事象となった際、税金に関してどのようにお考えなのかご教示願います。</p>	<p>前段については、設計及び工程計画の変更については、事業契約書の該当する各条項の規定により、甲の承諾、確認又は甲乙協議等を要することになっているため、ご質問における発注者(甲)が想定していない施設の規模・内容等になることは基本的にはないと考えられますが、仮に乙が、甲が承諾等をした設計等どおりに施設整備を行わなかった場合は、乙の債務不履行に該当し、甲による契約の解除や損害賠償請求の対象となると考えます。</p> <p>後段については、想定しがたい仮定条件に基づくご質問であり、現時点で明確にお答えすることはできません。</p>
046	027	71	1				<p>医療機器等調達関連業務開始予定日とは事業者にて設定できるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。医療機器等の調達関連業務が円滑かつ確実に実施できる適切な時期をご検討頂き、ご提案ください。</p>
047	028	73	4				<p>甲が確定する最終選定医療機器等リストにおいて、数量変動リスクは甲の負担となるとの理解で宜しいでしょうか。また、数量変動リスクが甲負担となる場合には事業契約書に明記して頂けないでしょうか。</p>	<p>基本的に数量変動リスクは、甲のリスクとなります。事業契約書については、原案のとおりとします。</p>
048	028	74					<p>機能または価格が見積時から変動した場合には、増減に係らず、事業者が実際に調達する調達時点の見積価格で調達することに變更して頂けないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>まず、本来であれば入札条件を遵守して入札時の提案価格で調達することが前提となりますが、実際の購入時点との時間リスク、医療機器の陳腐化リスク等を鑑み、長期包括契約の抱えるリスクを細分化しております。</p> <p>その上で、時間リスク・陳腐化リスク等を考えると、機能の上昇を伴わない価格の上昇は、ほとんど起こりえないと考えております。</p> <p>また、市場価格が下落したケースについては、「実際の購入時点における市場価格からの見積価格の値引率が、入札時点における市場価格からの入札価格の値引率を下回らないこと」を前提として協議事項となります。それ以外のケースについても、事業者から明確な根拠(事業者側が実施する市場調査及び市場機能評価の結果等)を伴う申し入れがあれば、県は真摯に協議に応じます。</p>
049	029	75	1				<p>「医療機器等卸業者をして」とありますが、これはメーカー若しくは卸売業者であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>医療機器等調達関連業務の実施に必要な、薬事法に基づく医療機器の製造販売業又は販売業の資格を有している者をいいます。(関連質問No.050参照)</p>
050	029	75					<p>医療機器等の調達及び設置に関して、「医療機器等卸業者をして」との記載がありますが、SPCにて卸販売業の許認可を取得した場合にはSPCにて調達することは可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
051	029					業務全般 (第6章1節)	医薬品・診療材料調達関連業務についてどこにも返品規定が明文化されておりません。期限切迫品、旧包装商品等の返品規定を明確にしていだけないでしょうか。	甲及び医薬品卸業者間で返品規定を策定し、策定後、当該内容を乙へ報告いたします。なお、詳細については、運用設計段階で詰めていくものと考えています。
052	031	85	5				「翌事業年度開始の6月前までの間」との記載がありますが、これは「当該事業年度の6月から10月まで」との理解で宜しいでしょうか。	当該事業年度の7月から9月末までの期間とご理解ください。
053	032	86	7				緊急にて新規採用となった簿外医薬品の納品遅延が原因で甲に損害が発生した場合においても、乙に対して賠償責任が発生するのでしょうか。	当該事象に係る遅延損害リスクを過度に事業者側に負わせることは想定しておりません。ただし、甲乙協議により、合意した期日までに納品が行われず、結果甲に損害が生じた場合は乙に賠償責任が生じます。
054	033	87	2				甲は乙と協議のうえ、当該医薬品の取扱い及び費用負担等を決定するとの記載がありますが、本変更に伴うベンチマークからの値引率変動はモニタリングに影響しないとの理解で宜しいでしょうか。本変更に伴う値引率の変動は事業者側ではコントロール不可となりますので、モニタリングに含める場合には、その妥当性についての貴県の考え方をお示し頂けないでしょうか。	当該医薬品の取扱いについては、当該品目を調達することにより、値引率等にどのように影響するか等を考慮して決定することとなります。したがって、当該品目の調達に伴い、事業者側に不利な影響を与える場合はモニタリングの対象に含めません。逆に、当該品目を追加・変更したことに伴い、乙に有利な影響を生じうる場合は甲乙合意により、モニタリングに含めることも有り得ると考えます。いずれにしても、調達関連業務の要求水準書に示すとおり、都度甲乙間で協議して、その扱いを決定することとなります。
055	033	88	1				医薬品卸業者の瑕疵なのか、病院での在庫期間の瑕疵なのか、はっきりと判明しないケースが想定できます。このような場合には瑕疵原因について病院と医薬品卸業者との間で協議の場は与えていただけるのでしょうか。	当該規定は通常の瑕疵担保責任に関する記載です。なお、当該瑕疵が甲乙いずれの瑕疵であるかについては事象により甲乙の協議により判断することとなります。
056	033	88	1	1			「医薬品卸業者は、医薬品について、納品日から1年の間に瑕疵がある・・・」とありますが、具体的にどのような瑕疵があるのでしょうか。	外箱開封時又は医薬品使用時に発見された破損、変質、変色、数量・容量の過不足、異物混入等を想定しています。
057	041	114	2				質疑回答において、「当該開院前の準備については事業者の当然の業務である」とありますが、当該主旨からすれば業務研修等の意を多分に含んでいると認識しております。この前提からすれば、例えば維持管理であればリハーサルにおける行為に管理責任は無く、又、リハーサル以外の行為を目的とした県からの要求は無いものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、「リハーサルにおける行為に管理責任」の意味が、「乙の、乙の職員又は協力企業の職員の行為に対する管理責任」ということであれば、乙の管理責任は有ります。後段については、第114条に規定する「運営前リハーサル」の実施に関しては、ご質問の「リハーサル以外の行為を目的とした県からの要求」はありません。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
058	041	115	1				運営協力企業の決定期限は“別途甲との協議により定める日”となっておりますが、いつごろを想定されておられますでしょうか。前回公表時の「運営業務開始予定日の1年前」よりも短縮される想定でしょうか。	第122条の規定により乙が作成・提出し、甲の確認を受けることとなっている年度運営業務計画書を円滑に作成できる期間を確保できるよう協力企業を決定して頂くことを考えています。
059	042	118	3				甲が負担する増加費用に乙の逸失利益は含まれないとのご回答をいただいておりますが、それでは甲帰責の場合も第4項で規定すると同等の遅延違約金をお支払いいただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
060	042	118	3				9月28日公表の事業契約書(案)に関する質問回答No.202にて「甲の責めに帰すべき事由に起因して運営開始日が遅延した場合に、甲が負担する合理的な増加費用に事業者側の逸失利益は含まれない」との回答がありますが、増加費用にはSPC及び協力企業がスタンバイすることにより発生する人件費等の費用は含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、当該費用を含まないとのことでしたら、当該費用を含まないことが合理的であると考え理由をご教示頂けますでしょうか。	実際に発生した合理的な範囲の人件費は増加費用に含まれます。
061	044	123					事業契約書(案)に関する質問回答No.205において、日報は提出ではなく県が閲覧可能な状態に保管しておくことと回答がありましたが、別紙11モニタリング関連に記載のある、日常モニタリングの確認は、県の任意で行なわれるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
062	045	126					「運営期間中におけるその他書類の提出」との記載がありますが、「その他書類」とは如何なる書類を想定されておられますでしょうか。	SPC内部で作成するであろうと考えられる、損益計算書や、各種費用の累積値、月々の実績、キャッシュフローの現状と見込み、PL推移表、本事業進捗状況、今後のアクションプラン等が記載された四半期の報告書を想定しています。当該書類の具体的内容は第124条において規定する四半期報告書の内容を鑑みつつ、協議のうえ決定する予定です。
063	045	126	1				「運営業務等及び財務に関する事項」を具体的にご教示ください。	(質問No.062参照)
064	046	129	1				利便施設運営業務を乙が第三者に委託することは可能でしょうか。	甲の事前の許可を受けることにより可能です。
065	046	129	3				利便施設の利用料金等、SPCもしくは利便施設運営協力企業の事業性に大きく影響する事項については、現在、貴県が想定されている価格レベルをご教示頂けないでしょうか。	できるだけ低廉な料金を希望しますが、独立採算であることから、乙において本病院の規模等に基づく需要見込みを立て、あるいは松山地域における価格レベル等を勘案するなどして検討してください。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
066	047	131	5				「乙による運営業務等に係るサービス対価の範囲に属するものと合理的に判断される部分は～」という点について、運営業務等に係るサービス対価の範囲に属するものと判断する具体的な基準・根拠等がございましたら、ご教示願います。	現時点で具体的な判断基準を設けることは想定しておりません。社会通念に従い、合理的に判断します。
067	047	131	5	3			「合理的な増加費用を甲が負担する」とありますが、「合理的な増加費用」に甲の負担を限定すると、当ケースにおいても乙の費用負担が発生することを危惧致します。「合理的な」の文言を当条文から外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、第131条第5項第3号は、乙に費用負担をさせるという趣旨の条文ではなく、相当因果関係の範囲内にあると認められる増加費用を甲が負担するという趣旨です。
068	047	132					1項(1)(3)に記載の負担は、「合理的な範囲」を対象としていますが、1項(2)に記載の負担は、「すべて」を対象としています。1項(2)についても、「合理的な範囲」と変更していただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第132条第2号を以下のとおり修正します。 「乙の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を乙が負担する。」
069	048	133					(第三者に発生した損害等)(本件病院施設等の運営業務等に伴い通常避ける事ができない騒音、振動等の理由により、第三者に損害を発生させた場合を含む)とありますが、事業者は通常避ける事が出来ないため対応の方法がない。よってこのような場合の起因者は、本事業そのものを実施した県の負担とすべきではないでしょうか。また、どのような場合を想定した条文なのか例示いただけないでしょうか。	前段については、通常避けることができない騒音等でも、乙の責によるものは、その起因者たる乙において対応すべきものと考えます。 後段については、例えば修繕工事等を行う場合の工事車両による騒音・振動などが考えられますが、これに限定されるものではありません。
070	049	137	2				最小限度破壊して確認することができると思いますが、最小限度とはどの程度でしょうか。	文字通り、確認に必要な「最小限度」です。
071	049	137	3				費用負担は乙(事業者)とありますが、確認の結果、不適合な事例が発生した場合のみ、乙が費用負担とするとして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 ここで定める破壊検査は、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると合理的に認められる場合であり、かつ最小限度としていくものですのでご理解ください。
072	050	133	2				9月28日公表の事業契約書(案)に関する質問回答No.222にて、「甲が求償できるのは、乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限定される」との記載がありますので、本内容を事業契約書(案)へ追記して頂けないでしょうか。同様に質問回答は、解釈に齟齬がないよう全て契約書に反映頂けないでしょうか。	当然のことですので、原案のとおりとします。 後段についてですが、ご指摘の趣旨が不明ですが、事業契約と質問回答の間には齟齬がないようにしています。
073	050	141	2				「甲は、前項に規定する要求水準書の変更～増加費用が発生する場合には、別紙13の規定に従い、合理的な範囲で当該費用を負担し、～」とありますが、合理的と判断するに足る判断基準はございますか。	現時点で具体的な判断基準を設けることは想定しておりません。社会通念に従って合理的に判断します。
074	055	144	1	2	イ		本事業を遂行する協力企業等が本契約締結に先立ち取得又は届出をすべき許認可とは、如何なる許認可を想定されておられるかご教示頂けないでしょうか。	クリーニング業法、警備業法等の許認可等、事業者の業務遂行上必要となる一切の許認可が該当します。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
075	056	147	1	3			第147条第1項は乙の債務不履行による契約解除に関する規定でありますので、第3号の落札者に関する規定は削除頂けないでしょうか。また、落札者に関する規定は基本協定書第11条にて既に規定されているものと考えます。	原案のとおりとします。 本条は、事業契約締結後に基本協定書第6条第8項各号に該当する事項が確定した場合において、事業契約を解除することを可能とするために必要な条項です。 なお、仮に第147条第1項第3号に基づき事業契約を解除した場合であっても、乙から違約金を徴収することはありません(第150条第1項参照)。
076	056	147	1	3			第147条第1項第3号の規定における、基本協定書第6条第8項に該当する事由とは、事業契約に関し事業契約が締結されるまでに乙が同第6条第8項の(1)～(6)のいずれかに該当した場合に限定されると了解すればよいでしょうか？それとも、それ以上の広い事象、例えば事業契約締結後に同第6条第8項に新たに該当する事由も追加で想定されておられますでしょうか？	第147条第1項第3号の規定における基本協定書第6条第8項に該当する事由とは、本事業契約締結までの期間中に行われる本事業契約締結に関連する行為について公正取引委員会の命令若しくは審決又は裁判所による有罪判決が確定した場合を想定してあります。したがって、当該期間中に行われた行為に基づく公正取引委員会の命令若しくは審決又は裁判所による有罪判決が本事業契約締結後に確定した場合は、基本協定書第6条第8項に該当する事由となりますが、基本協定書の「事業契約」の定義(第2条(7))からも明らかとおり、本県の他の事業や他団体の案件において基本協定書第6条第8項に該当した場合は、当然本条の適用はありません。
077	058	150	3				「～、乙は、解除に起因して甲が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。」とありますが、甲の請求に基づく金額を全て支払うとすると乙の負担額に上限がなく、当条文は、民間事業者の参画を非常に難しくするものとなります。乙の負担する金額に上限を設定、あるいは、当条文を外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 「甲の請求に基づく金額を全て支払うとすると乙の負担額に上限がなくなる」との御意見ですが、本項の規定に基づき甲が請求するためには損害の発生と損害額の立証責任は甲にあること、当事者間で協議が整わない場合、最終的には訴訟において解決する問題であること等に鑑みれば、その額は当然、損害賠償額として合理的な金額になるものと考えます。また、本項に類似の規定は、他の病院PFI案件においても見られるところであり、必ずしも民間事業者の参画を困難にするものではないと考えます。
078	058	150	3				本条項は無限のリスクを負担することとなっておりますので、甲に支払う金額について上限を設けて頂けないでしょうか。	(質問No.077参照)
079	058	151	1				「～、及び本件病院施設の(ただし、既に甲が乙から引渡しを受けているものを除く。)の出来形部分を確認のうえ、～」とありますが、出来形部分と確認される具体的な基準をご教示下さい。	愛媛県工事検査規程及び愛媛県工事検査基準の規定に準じて確認します。当該規程等は、後日、代表企業に対してお渡しします。
080	058	151	1				最小限度破壊して確認することができるとありますが、最小限度とはどの程度でしょうか。	文字通り、確認に必要な「最小限度」です。
081	058	151	2				費用負担は乙(事業者)とありますが、確認の結果、不適切な事例が発生した場合のみ、乙が費用負担とするとして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 ここで定める破壊検査は、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると合理的に認められる場合であり、かつ最小限度としてのものであることをご理解ください。

No	ページ	条	項	号()	カタカナ	その他	質 問	回 答
082	060	153	1				本条文の見出し内にある「1号館施設引渡日後本件工事対象施設のすべての引渡終了日前」という期間と、条文内の「1号館施設引渡日後本件病院施設等の全面的な運営業務開始日前」という期間とでは、前者は平成26年11月27日まで、後者は平成26年11月30日までという差が生じますが、どちらを正とすれば宜しいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第153条を以下のとおり修正します。 「1号館施設引渡日後本件工事対象施設のすべての引渡し終了日前に本契約が解除された場合は・・・(以下同じ。)」
083	065	169	1,3				成果物は別紙2の定義によれば、甲の請求により甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称となりますが、本条ではその権利許諾内容が広すぎるため、第135条の設計図書等に関する許諾規定と同様、「本件病院施設等の運営のために無償で自由に使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む)」という内容に変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
084	066	171	2				第2項の内容について、「乙が本契約の履行にあたり～～(中略)～又は甲が指示する必要な措置を行う。ただし、甲は、当該侵害が発生したことを知った場合は、速やかに乙にこれを通知するものとし、乙に解決に係る権限を与え、また、乙の要求がある場合、乙に対して、当該解決に必要な支援を行うものとする。なお、乙の当該侵害が、甲の指定する～(以下同じ。)」という内容に変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。